

公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団  
常任理事会運営規則

(平成23年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団（以下「財団」という。）定款第24条第3項に定める業務執行理事（以下「常任理事等」という。）の財団の業務運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 財団に業務執行理事が業務を執行するための会議として常任理事会を置く。

2 常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事をもって構成する。

(常任理事会の役割)

第3条 常任理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事長が委任した事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第4条 常任理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が常任理事会を招集する。

(議長)

第5条 常任理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が常任理事会の議長となる。

(決議)

第6条 常任理事会の決議は、常任理事等の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(雑則)

第7条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が常任理事会の承認を得て、定めるものとする。

附 則

この規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。